

■ 法第 34 条に該当する理由

- ※ 市街化調整区域における開発行為の場合のみ、作成してください。
- ※ 市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第 34 条の規定により、立地基準（法第 34 条各号）に適合している必要があるためです。

(1) 法 34 条（立地基準）該当条項

都市計画法第 34 条第 1 項第●号	第 ● 号
※上記が「第 14 号」の場合のみ、提案基準番号を明示	提案基準 ●

- ※ 上記の「法 34 条（立地基準）該当条項」は、次の図書を参照のこと。
**【都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準（滋賀県土木交通部住宅課 最新版）
 第 4 章開発許可基準_II 市街化調整区域の許可基準（いわゆる立地基準）】**
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5132485.pdf>

(2) 立地基準に該当する理由

- ※ 該当する理由は、上記図書における各立地基準該当条項に定義している【許可要件】を明示し、それぞれの要件に合致していることが分かるよう、下表を参考に整理のこと。

例) 法 34 条第 1 号【社会福祉施設】の場合

	許可要件	該当	計画の具体的内容
①	主として申請地周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とするものに限る	○	申請地周辺の市街化調整区域に居住する者の施設である。
②	社会福祉施設は、当該町の社会福祉部局と調整がとれたものであること。 また、単に、居住系の事業のみを目的とした事務所を設置し事業を実施するために職員を派遣するもの等は除く。	○	施設は、〇〇町の社会福祉部局と調整がとれている。 また、当該計画は〇〇事業を行うものであり、単に居住系の事業のみを目的とした事務所を設置するものではなく、事業を実施するために職員を派遣する事業ではない。
③	地元自治会等周辺住民に対して事業計画内容が周知され、理解が得られるものであること。	○	地元自治会の理解が得られている。 (別添、協議記録参照)
④	住宅併用は認めない。	○	住宅は併用しない。
⑤	営業(資格)に関して必要な他法令の許可等を得ているか、得られることが確実であること。	○	他法令の許可を得ている。 (別添、許可書写し参照)
⑥	敷地の規模、建築物の規模については、適正な規模の範囲内とする。(当該町が妥当と認める規模)	○	敷地の規模、建築物の規模は、〇〇町から適正な規模であるとの確認を得ている。 (別添、確認書写し参照)

例) 法 34 条第 14 号 提案基準 24【既存の自己用住宅の増改築のための敷地拡大】の場合

	許可要件	該当	計画の具体的内容
①	(適用範囲) 市街化調整区域に存する自己用住宅において、増改築のための敷地拡大がやむをえないと認められる者	○	・・・のため、増改築のための敷地拡大が必要である。
②	(申請者) 増改築しようとする既存の自己用住宅に適法に居住している者	○	昭和〇年〇月から増改築しようとする既存の自己用住宅に適法に居住している。
③	(立地) 他法令の規制により、立地について困難な状況にないこと。		他法令の規制はない。
④	(規模) 敷地の規模は、既存敷地と増加敷地を合わせて原則として 500m ² 以内とする	○	既存敷地と増加敷地を合わせて〇m ² である。
⑤	(その他) 申請理由には、増改築の必要性を明記のこと。	○	・・・のため、増改築が必要である。

